

マイナンバーカードの安全と信頼の確保の取組を求める意見書

令和 5 年 10 月 11 日

国が普及を進めているマイナンバーカードは、現在人口の約 80%にあたる 9,797 万人が申請しているが、次々と問題が明らかになっている。令和 5 年 6 月時点の報道によると、マイナンバーと一体化した保険証に他人の情報を登録していた件数は 7,300 件、公金受取口座を他人のマイナンバーに登録していた件数が 748 件、家族名義の口座を登録していた人に至っては 13 万人を上回るなど、マイナンバーカードの信用を揺るがす事態となっている。

そのほかにも、マイナポイントを誤って他人に付与していたことや、マイナンバーを活用した住民票の写しなどの交付で、別人の証明書を交付していたり、本人が希望していないのにマイナンバーカードと健康保険証を一体化していたなど、不具合が多岐にわたるとともに、これらに関し、デジタル庁は 2 月に把握していたにもかかわらず、対策を怠っていたことが明らかとなった。

国は人為的ミスと強調しているが、金融機関の口座登録などを含め、システム的な問題も浮き彫りになっている。政府は一連のトラブルを受けて、既存データやシステムの「総点検」を進め、信頼されないままマイナンバーカードの利用をさらに推し進めようとしているが、まずは、政府が国民の間に生じた様々な不安を払拭する必要がある。

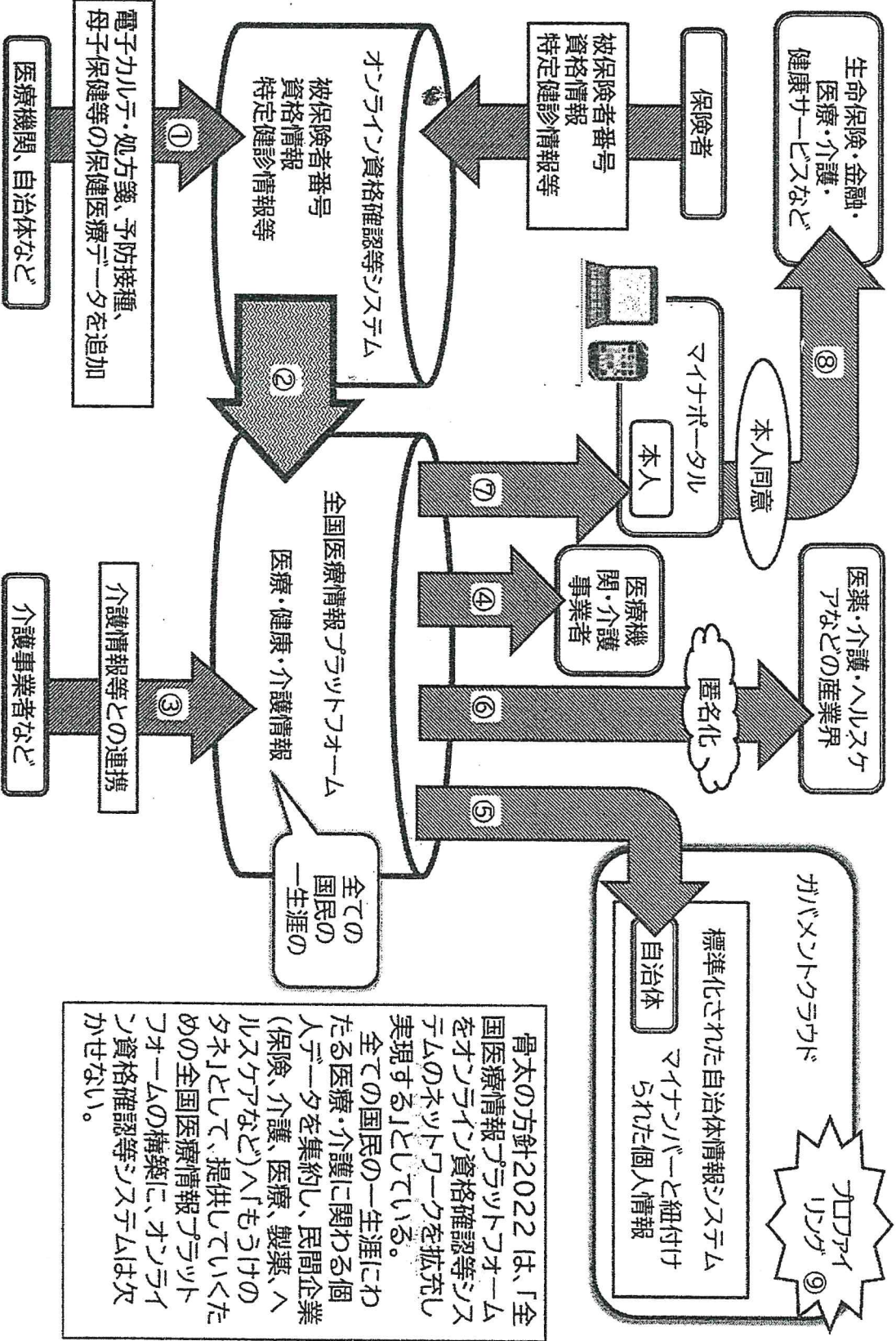
政府は、こうした様々な問題が再発することのないよう、今後、速やかに万全のセキュリティを講じるとともに、国民が安心して、デジタル社会の利便性を享受できるよう環境整備に向けた取り組みを進めるべきである。その上で政府が、来年秋に実施しようとしている、従来の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化することについては、その実施時期にこだわることなく、国民の理解を十分得ることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

[提出先：内閣総理大臣、総務大臣、デジタル大臣]

図10

オンライン資格確認等システム、全国医療情報プラットフォームと 医療・健康・介護情報の活用



(黒田充作成)